

第十三回国会 衆議院 電気通信委員會議録第二十一号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 田中 重彌君

理事高橋 三郎君 理事橋本登美三郎君

理事長谷川四郎君 理事松井 政吉君

石原 登君 岡西 明貞君

加藤隆太郎君 庄司 一郎君

中村 清君 福永 一臣君

降旗 徳弥君 椎熊 三郎君

島山 重勇君 石川金次郎君

田島 ひで君 稻村 順三君

出席國務大臣

電気通信大臣 佐藤 榮作君

出席府委員

電気通信事務次官 平井 太郎君

電気通信監 山下知二郎君

官(業務局長) 田邊 正君

官(総務局長) 横田 信夫君

官(施設局長) 中尾 徹夫君

委員外の出席者

電気通信事務次官 榎 勉君

専門員 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

五月十四日

委員犬養健君、大西弘君及び成田知

己君辭任につき、その補欠として石

原登君、降旗徳弥君及び稻村順三君

が議長の名で委員に選任された。

五月十三日

一 関電電報電話局新築に関する請願

(淺利三朗君紹介)(第二九六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

日本電信電話公社法案(内閣提出第

二二二号)

日本電信電話公社法施行法案(内閣

提出第二二三号)

國際電信電話株式會社法案(内閣提

出第二二四号)

○田中委員長 これより開會いたします。

日本電信電話公社法案、日本電信電
話公社法施行法案及び國際電信電話株
式會社法案を一括議題とし、提案理由
の説明を求めます。佐藤電気通信大
臣。

日本電信電話公社法案

日本電信電話公社法

目次

第一章 總則(第一條—第八條)

第二章 經營委員會(第九條—第

十八條)

第三章 役員及び職員(第十九條

—第三十六條)

第四章 財務及び會計(第三十七

條—第七十條)

第五章 監督(第七十一條—第七

十八條)

第六章 罰則(第七十九條—第八

十七條)

第七章 雜則(第八十八條—第八

十八條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 公衆電気通信事業の合理的

且つ能率的な經營の体制を確立

し、公衆電気通信設備の整備及び

擴充を促進し、並びに電気通信に

よる國民の利便を確保することに

よつて、公共の福祉を増進するこ

とを目的として、ここに日本電信

電話公社を設立する。

(法人格)

第二條 日本電信電話公社(以下「公

社」といふ)は、法人とする。

(業務)

第三條 公社は、公衆電気通信業務

及びこれに附帶する業務その他第

一條に規定する目的を達成するた

めに必要な業務を行う。

2 公社は、前項の業務の円滑な遂

行に妨げのない限り、委託により

左の業務を行うことができる。

一 電気通信設備の設備及び保存

二 電気通信用の機械、器具その

他の物品の調達、保管、修理、

加工及び検査

三 電気通信技術に関する実用化

研究及び基礎的研究

四 電気通信業務に従事する者の

訓練

(事務所)

第四條 公社は、主たる事務所を東

京都に置く。

2 公社は、郵政大臣の認可を受け

て、必要な地に從たる事務所を置

くことができる。

(資本金)

第五條 公社の資本金は、この法律

の施行の際における電気通信事業

特別會計の資産の価額から負債の

金額を控除した残額に相當する額

とし、政府が全額を出資するもの

とする。

2 政府は、必要があると認めると

きは、予算で定める金額の範圍内

において、公社に追加して出資す

ることができる。

(登記)

第六條 公社は、政令で定めるところ

により、登記しなければならない

い。

2 前項の規定により登記を必要と

する事項は、登記の後でなければ

ば、これをもつて第三者に対抗す

ることができる。

(名称の使用制限)

第七條 公社でない者は、その名称

中に日本電信電話公社という文字

又はこれに類似する文字を用いて

はならない。

(民法の準用)

第八條 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四條(法人の不

法行為能力)、第五十條(法人の住

所)及び第五十四條(代表権の制

限)の規定は、公社に準用する。

第二章 經營委員會

第九條 公社に、經營委員會を置く。

(権限)

第十條 經營委員會は、公社の業務

の運営に関する重要事項を決定す

る機関とする。

2 左の事項は、經營委員會の議決

を経なければならない。

一 予算、事業計劃及び資金計画

二 決算

三 長期借入金及び一時借入金の

金入並びに電信電話債券の發行

四 長期借入金及び電信電話債券

の償還計画

五 その他經營委員會が特に必要

と認めた事項

(組織)

第十一條 經營委員會は、委員三人

及び職務上当然就任する特別委員

(以下單に「特別委員」といふ)二

人をもつて組織する。

2 經營委員會に委員長一人を置

き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、經營委員會の会務を

經理する。

4 經營委員會は、あらかじめ、委

員のうちから、委員長に事故があ

る場合に委員長を代理する者を定

めておかねばならない。

(委員の任命)

第十二條 委員は、兩議院の同意を

得て、内閣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員

を生じた場合において、国会の閉

會又は衆議院の解散のために兩議

院の同意を得ることができないと

きは、内閣は、前項の規定にかか

わらず、兩議院の同意を得ないで

委員を任命することができる。こ

の場合においては、任命後の最初

の国会で兩議院の事後の承認を得

なければならない。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（国家人事委員会が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 公社の役員又は職員

（委員の任期）
第十三条 委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができ

る。

（委員の罷免）
第十四条 内閣は、第十二条第二項後段の両議院の事後の承認を得られないとき、又は委員が同条第三項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を罷免しなければならない。

第十五条 内閣は、委員が左の各号の一に該当するとき、その他委員が委員たるに適しないと認めるときは、同議院の同意を得て、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行

に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると

き。

（委員の報酬）
第十六条 委員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第十七条 経営委員会は、委員長又は第十一條第四項に規定する委員長を代理する者及び二人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

（公務員たる性質）

第十八条 委員は、罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する者とみなす。

第三章 役員及び職員

（役員の種類）

第十九条 公社に、役員として、總裁、副總裁各一人及び理事五人以上を置く。

（役員の種類及び権限）

第二十条 總裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁を補佐して公社の業務を執行し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

3 總裁及び副總裁は、第十一條第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、總裁が定めるところにより、總裁及び副總裁を補佐して公社の業務を執行し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行う。

（役員の種類及び任期）
第二十一条 總裁及び副總裁は、内閣が任命する。

2 理事は、總裁が任命する。

3 總裁及び副總裁の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とする。

4 役員は、再任されることができ

る。

（役員の大格條項）

第二十二条 第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

（役員の種類）

第二十三条 内閣は、總裁又は副總裁が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

2 總裁は、理事が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

（任用の基準）

第二十四条 内閣は、總裁又は副總裁が第十五條各号の一に該当するときは、その他總裁又は副總裁が總裁又は副總裁たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

2 總裁は、理事が第十五條各号の一に該当するとき、その他理事が理事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができ

る。

（役員の種類禁止）
第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。但し、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）
第二十六条 公社と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、副總裁又は理事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならない。

（代理人の選任）

第二十七条 總裁は、副總裁、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の地位及び資格）
第二十八条 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第三項第一号に該当する者（町村の議会の議員である者を除く。）は、職員であることができる。

（任用の基準）

第二十九条 職員の任用は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。

（給與）

第三十条 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 前項の給與は、国家公務員及び民間事業の従業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

（降職及び免職）
第三十一条 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくないとき。
二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。
四 業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じたとき。

（休職）
第三十二条 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため長期の休養を要するとき。
二 刑事事件に關し起訴されたとき。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に應じ、總裁が定める。休職の期間中その職員についてはその故障が消滅したときは、總裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係

る。

き。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に應じ、總裁が定める。休職の期間中その職員についてはその故障が消滅したときは、總裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係

属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給與の全額を支給する。

6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

7 職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

9 休職者には、本條に規定するものを除き、給與を支給しない。

(懲戒)

第三十三條 懲戒は、職員が左の各号の一に該当するときは、これに對し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をする。

ことができる。

一 この法律又は公社が定める業務上の規程に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 停職の期間は、一年以上一年以下とする。

8 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一年以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十四條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び公社が定める業務上の規程に従わなければならない。

2 職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定によりもつばら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

(運用規定)

第三十五條 第十八條の規定は、役員及び職員に準用する。

(公共企業体労働関係法の適用)

第三十六條 公社の職員の労働関係に關しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 財務及び会計

(総則)

第三十七條 公社の財務及び会計に關しては、この章に定めるところによる。

(事業年度)

第三十八條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

十一日に終る。

(経理原則)

第三十九條 公社の財務及び会計に關しては、財産の増減及び異動をその發生の事實に基いて経理するものとする。

(予算の弾力性)

第四十條 公社の予算には、その事業を企業的に經營することができるよう、需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に應ずることができ、弾力性を與えるものとする。

(予算の作成及び提出)

第四十一條 公社は、毎年事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に關する書類を添え、郵政大臣に提出しなければならない。

2 郵政大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して適當であると認めたとときは、大蔵大臣に送付しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の規定により予算の送付を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

5 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

6 第一項の予算の作成及び提出の手続は、大蔵大臣が郵政大臣と協議して定める。

(予算の内容)

第四十二條 公社の予算は、予算總則、收入支出予算、経費及び債務負担行為とする。

(予算總則)

第四十三條 予算總則には、收入支出予算、経費及び債務負担行為に關する總括的規定(予算に與えられる第四十條に規定する弾力性の範圍を定める規定を含む)を設ける外、左の事項に關する規定を設けるものとする。

一 第四十七條第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第五十三條第二項の規定による経費の指定

三 第五十四條第一項但書の規定による経費の指定

四 第六十一條第一項に規定する国庫納付に關する事項

五 長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の限度額

六 役員及び職員に對して支給する給與の總額

七 その他予算の実施に關し必要な事項

(收入支出予算)

第四十四條 收入支出予算は、勘定の別に区分し、勘定ごとに、收入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

(予備費)

第四十五條 災害の復旧その他避けることができない事由による支出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。

(経費)

第四十六條 公社は、工事又は製造であつて、その完成に数事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の總額及び年割額を定め、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、その議決するところに従い、数事業年度にわたつて支出することができる。

第四十七條 公社は、法律に基くもの又は支出予算の金額若しくは経費の總額の範圍内におけるものの外、債務負担行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するものの外、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範圍内において、債務負担行為をすることができる。

(予算の議決)

第四十八條 予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

第四十九條 政府は、公社の予算が成立したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を會計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

第五十條 公社は、予算作成後に生じた避けることができない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算に

係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出することができる。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

(予算の修正)

第五十一條 公社は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出することができる。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

(暫定予算)

第五十二條 公社は、必要に応じ、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出することができる。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとする。

(予算の流用)

第五十三條 公社は、予算について

は、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。但し、予算の実施上適宜且つ必要であるときは、第四十四條の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、郵政大臣の承認を受けなければ、前項但書の規定によりこれを他に流用することができない。

(予算の繰越)

第五十四條 公社は、予算の実施上特に必要であるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することができる。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ郵政大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

3 公社は、前二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第五十五條 公社は、国会の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更すると

きも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができない限度を、郵政大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第五十六條 公社は、政令で定めるところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を、毎月、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第五十七條 公社は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日まで完了しなければならない。

第五十八條 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により郵政大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十九條 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前條第一項の規定により郵政大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、郵政大臣を経て

大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第六十條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第六十一條 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額は、あらかじめ予算で定めるところにより国庫に納付すべき場合におけるその納付額を控除し、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び電信電話債券)

第六十二條 公社は、郵政大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは一時借入金をし、又は電信電話債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、郵政大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換え一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項の規定による長期借入金及び電信電話債券のうち、外貨で支拂われるものについて、保証契約をすることができる。

第六十三條 公社は、国会の議決を経た長期借入金又は電信電話債券の限度額のうち、当該事業年度において借入又は発行をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、支出予算の繰越額及び前事業年度から持越した未拂金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は電信電話債券を発行することができる。

(政府からの貸付等)

第六十四條 政府は、公社に対し、長期若しくは一時の資金の貸付をし、又は電信電話債券の引受をする

ることができる。

(国庫金給金の一時使用)

第六十五條 政府は、前條の一時の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、国庫金給金を公社に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(償還計画)

第六十六條 公社は、毎事業年度、長期借入金及び電信電話債券の償還計画をたてて、郵政大臣の承認を受けなければならない。

(現金の取扱)

第六十七條 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(財産の処分制限)

第六十八條 公社が電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は交換しようとするときは、国会の議決を経なければならない。

(会計職員)

第六十九條 總裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に關し、總裁により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支拂の請求に關し、總裁により現金の出納をする職員として任命された者(以下「現金出納職員」という。)は、現金の支拂及び受領に關し、總裁により物品の出納をする職員として任命された者(以下「物品出納職員」という。)は、物品の引渡及び受領に關し、それぞれ總裁を代理する。

第七十條 總裁は、現金出納職員又は物品出納職員が善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失し、公社に損害を與えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免がれるべき理由があると思ふときは、会計検査院の検定を求めることができる。但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、總裁は、その弁償の命令を取り消し、既に納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

(会計規程)

第七十一條 公社は、その会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公社の企業的な経営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(給與準則)

第七十二條 公社は、その役員及び職員に対して支給する給與については、給與準則を定めなければならない。この場合において、この給與準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給與の総額をこえるものであつてはならない。

(会計検査)

第七十三條 公社の会計については、会計検査院が検査する。

(大蔵大臣に対する報告等)

第七十四條 大蔵大臣は、公社の予算の実施に關し必要があると認めるときは、收支に關する報告を徴し、予算の実施状況について実地監査を行うことができる。

(大蔵大臣との協議)

第七十五條 郵政大臣は、第五十三條第二項、第五十四條第一項但書、第五十八條第一項及び第六十六條の承認並びに第六十二條第一項、同條第三項但書及び第七十一條第三項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督

第七十六條 公社は、郵政大臣が

の法律の定めるところに従い監督する。

(命令及び報告)

第七十七條 郵政大臣は、第一條に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、公社に対し監督上必要な命令をすることができる。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に關する報告を徴することができる。

第六章 罰則

第七十八條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした役員は、十萬元以下の罰金に處する。

一 この法律により郵政大臣の承認又は認可を受けなければならない場合において、その承認又は認可を受けなかつたとき。

二 第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第六條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 前條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 前條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十九條 第七條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたとき

は、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第七章 雜則

(恩給)

第八十條 この法律の施行の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公社の役員又は職員となつた場合(その公務員が引き続き、公社の役員若しくは職員又は同法第十九條に規定する公務員として在職し、更に引き続き公社の役員又は職員となつた場合を含む。)には、同法第二十條に規定する文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政庁とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給の支拂に充てるべき金額及びこの法律の施行前に給與事由が生じた恩給の支拂に充てるべき金額で従前の電気通信事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において電気通信事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が電気通信事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條の規定

定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同條の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)

第八十一條 公社の役員及び職員は、国に使用される者で、国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「日本電信電話公社」と「各省各庁の長」とあるのは「日本電信電話公社総裁」と、第六十九條及び第九十二條中「国庫」とあるのは「日本電信電話公社」と、第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「日本電信電話公社を代表する者」と読み替へるものとする。

(健康保険等)

第八十二條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二條第一項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六條ノ二及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

(災害補償)

第八十三條 労働者災害補償保険法

（昭和二十二年法律第五十号）第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営事業とみなす。

(失業保険)

第八十四條 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

(他法の準用)

第八十五條 国庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(他法の準用)

第八十六條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(実施規定)

第八十七條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

日本電信電話公社法施行法案

（経営委員会の委員の任命の事前措置）

第一條

内閣は、日本電信電話公社

法（昭和二十七年法律第 号。以下「公社法」という。）の施行前に、同法第十二條の例により、日本電信電話公社（以下「公社」という。）の経営委員会の委員となるべき者を指名することができる。

(職員の引継)

第二條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(職員の引継)

第三條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(職員の引継)

第四條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(職員の引継)

第五條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(職員の引継)

第六條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(職員の引継)

第七條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(職員の引継)

第八條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

るものを除く外、その時において公社が承継する。

(訴訟の受継)

第九條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(訴訟の受継)

第十條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(訴訟の受継)

第十一條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(訴訟の受継)

第十二條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(訴訟の受継)

第十三條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(訴訟の受継)

第十四條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(訴訟の受継)

第十五條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

及び借入金金は、その時において一般会計に帰属する。

(一般会計からの繰入金金の処理)

第十六條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(一般会計からの繰入金金の処理)

第十七條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(一般会計からの繰入金金の処理)

第十八條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(一般会計からの繰入金金の処理)

第十九條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(一般会計からの繰入金金の処理)

第二十條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(一般会計からの繰入金金の処理)

第二十一條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

(一般会計からの繰入金金の処理)

第二十二條 公社法の施行の際に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

ている国有財産を、公社が第七條の規定により政府から引き継いだ国有財産であつたものであつて同法の施行の際現にもつぱら一般会計の用に供されてゐるものと交換することが出来る。

2 前項の規定により政府と公社との間において交換する財産の範圍及びその評價の方法は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。
(土地、建物等の無償貸付)

第十一條 政府は、国有財産法第十八條及び第二十條第一項の規定にかかわらず、昭和二十四年五月三十一日において旧通信事業特別会計に属してゐた土地、建物又は工作物であつて、昭和二十四年六月一日以降引き続き郵政事業特別会計に属し、且つ、公社法の施行の際現に電気通信事業特別会計に使用されてゐるものを、引き続き公社の用に供するため公社に無償で貸し付けることができる。
(昭和二十七年年度の予算及び決算に關する経過措置)

第十二條 公社の昭和二十七年年度の予算については、公社法第四十條から第四十九條までの規定は、適用しない。

2 公社は、政令で定めるところにより、昭和二十七年年度の電気通信事業特別会計予算のうち昭和二十七年六月三十日まで執行されなかつた部分に準ずる昭和二十七年年度の予算を作成して内閣に提出し、その承認を請はなければならない。

3 政府は、前項の規定による承認をしたときは、直ちにその旨を会

計検査院に通知しなければならない。

第十三條 昭和二十七年年度の公社の予算及び決算に關する事項のうち、公社法第五十條から第五十四條まで及び第五十六條から第六十六條までに規定するものに關しては、これらの規定にかかわらず、公社を国の行政機関とみなし、公社の總裁を各省各庁の長とみなして、この法律に規定する場合を除く外、電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第十号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)その他従前の電気通信事業特別会計に關し適用される法令の規定の例による。

2 公社の昭和二十七年年度の予算に關しては、公社法第五十五條第一項中「国会の議決を経た予算」とあり、同法第七十二條中「国会の議決を経た当該事業年度の予算」とあるのは、「日本電信電話公社法施行法第十二條第二項の規定により内閣の承認を経た予算(同法第十四條又は第十五條の規定による予算を含む)」と、公社法第六十二條第二項及び第六十三條中「国会の議決」とあるのは、「国会の議決(長期借入金及び一時借入金については、日本電信電話公社法施行法第十二條第二項の規定による内閣の承認を含む)」と読み替へるものとする。

第十四條 公社は、昭和二十七年年度限り、予算の成立後に生じた避けられない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作

成し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により追加予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、開議の決定を経なければなら

ない。
3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を国会に提出しなければならない。

第十五條 公社は、昭和二十七年年度に限り、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出することができる。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。
第十六條 公社は、昭和二十七年年度の歳入歳出決定計算書を作成し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。
(電気通信事業特別会計の残務の処理)

第十七條 電気通信事業特別会計における昭和二十六年年度及び昭和二十七年年度の予備費の支出、決算その他会計に關する事務は、公社法の施行後においては、従前の例により公社が行う。

第十八條 公社は、第七條の規定により政府から引き継いだ固定資産については、昭和二十九年年度末までに価額の改定をしなければならない。
(資産の価額の改定)

ひ基準日その他価額の改定の方法並びに価額の改定によつて生ずる差額の処分方法は、政令で定める。

3 公社は、前二項の規定により価額の改定を行つたときは、その報告書を作成し、これを郵政大臣に提出してその承認を受けなければならない。

4 郵政大臣は、前項の規定により報告書の提出を受けたときは、これを国会に報告しなければならない。

(電信線電話線建設條例の改正)
第十九條 電信線電話線建設條例(明治二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第四條、第六條及び第七條中「電信省」を「日本電信電話公社」に改める。
第三條を次のように改める。
第三條 日本電信電話公社は、公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設又ハ通信ニ障害アル竹木其他ノ植物ハ已ムヲ得ザルモノニ限り之ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得

第五條中「電信省」を「日本電信電話公社」に、「許可シタル」を「承認シタル」に改める。
(登録税法の改正)
第二十條 登録税法(明治二十九年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條中第一号ノ二の次に次の一号を加へる。
一ノ三 日本電信電話公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録
(印紙税法の改正)
第二十一條 印紙税法(明治三十二

年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六号ノ五の次に次の一号を加へる。
六ノ五ノ二 日本電信電話公社ノ發スル証書、帳簿

(電信法の改正)
第二十二條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「管掌ス」を「管理ス」に改め、同條の次に次の一條を加へる。
第一條ノ二 公衆通信ノ用ニ供スル電信及電話ニ關スル業務ハ日本電信電話公社ヲシテ之ヲ行ハシム

第二條第四号、第十二條、第十五條、第十六條及び第三十五條中「地方電信通信取扱局」を「電気通信取扱局」に改める。
第三條第一項中「又ハ軍事上必要ナル通信」を削る。
第五條中「地方電信通信局ニ於テ」を「主務大臣ハ」に改める。
第六條、第七條、及び第二十四條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第九條第一項中「政府」を「日本電信電話公社」に改め、同條第二項中「政府」を「日本電信電話公社」に、「支給ス」を「支拂フベシ」に改める。

第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に、「支給セズ」を「支拂フコトヲ要セズ」に改める。
第二十一條及び第三十一條第一項中「電信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第二十五條及び第二十六條中「地方電気通信局」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十三條中「又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信」を削り、「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十五條中「帝國外国間ニ於ケル電信」を「日本国外國ニ於ケル電信及電話」に改める。

(所得税法の改正)
第二十三條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中第四号の次に次の一号を加える。

四の二 日本電信電話公社
(法人税法の改正)
第二十四條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(地方自治法の改正)
第二十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十六條第五項中「地方電気通信局、地方電気通信部、地方電気通信管理所、地方電気通信取扱局、電気通信省施設局資材部の出張所」を削る。

(会計検査院法の改正)
第二十六條 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

百五十六号)第四十八條の二第二項を、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第号)第七十條第二項に改める。

第二十九條第六号中「及び日本国有鉄道法第四十八條の二第二項」を「日本国有鉄道法第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項」に改める。

(郵便貯金法の改正)
第二十七條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第六号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(郵便法の改正)
第二十八條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

(郵便為替法の改正)
第二十九條 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項但書及び第十八條中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

(電信電話料金法の改正)
第三十條 電信電話料金法(昭和二十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「電気通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

(郵政省職員及び電気通信省職員訓練法の改正)
第三十一條 郵政省職員及び電気通信省職員訓練法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一條中「又は電気通信大臣」及び「又は電気通信省」を削る。

第二條、第四條及び第五條中「又は電気通信大臣」を削る。

第三條第一項中「又は電気通信大臣」を削り、同項第二号中「それぞれ郵政省又は電気通信省」を「郵政省」に改め、同條第二項中「又は電気通信大臣」を削る。

(郵政事業特別会計法の改正)
第三十二條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十二條を削り、第四十三條を第四十二條とする。

(国家公務員のための国設宿舍に關する法律の改正)
第三十三條 国家公務員のための国設宿舍に關する法律(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第八條の二第一号及び第十八條第二項中「電気通信事業」を削る。

の一部を次のように改正する。

第五條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

(政府契約の支拂遅延防止等に關する法律の改正)
第三十五條 政府契約の支拂遅延防止等に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(国庫出納金等端数計算法の改正)
第三十六條 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の改正)
第三十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「電気通信事業特別会計」を削る。

第二條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(一般職の職員の給与に關する法律の改正)
第三十八條 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項第六号を削る。

(公職選挙法の改正)
第三十九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四百四十五條第一項及び第四百六十六條第一号中「又は日本専売公社」を「日本専売公社又は日本電信電話公社」に改める。

(電波法の改正)
第四十條 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「国」を「日本電信電話公社」に改める。

(国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の改正)
第四十一條 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「及び日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

第三條第二号中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法第八十一條

第一項に改める。

〔予算執行職員等の責任に関する法律の改正〕

第四十二條 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本国有鉄道、」の下に「日本電信電話公社、」を加える。

第十條第一項中「日本国有鉄道」の下に「及び日本電信電話公社」を、「日本国有鉄道總裁」の下に「及び日本電信電話公社總裁」を加える。

（地方税法の改正）

第四十三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号、第三百四十八條第一項及び第七百四十三條第三号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

第四百四十六條、第四百四十三條、第四百六十五條、第五百八十六條第二項及び第七百四條中「及び日本国有鉄道」を、「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第二百九十六條中「日本国有鉄道、」の下に「日本電信電話公社、」を加える。

（運輸省設置法等の一部を改正する法律の改正）

第四十四條 運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律の改正）

第四十五條 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「電気通信事業」を削る。

（国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正）

第四十六條 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第 号）第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。
四 日本電信電話公社法第八十一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

（積雪寒冷地帯振興臨時措置法の改正）

第四十七條 積雪寒冷地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中第十号を次のように改める。
十 郵政事務次官

（計量法の改正）

第四十八條 計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五條第十九号中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

（土地收用法の改正）

第四十九條 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條中第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 日本電信電話公社が公共通信の用に供する施設

（電信線電話機建設條例（明治二十三年法律第五十八号）の規定により土地等を使用することができなくなるものを除く）

（電話設備費負担臨時措置法の改正）

第五十條 電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第二條から第五條まで並びに第六條第一項及び第四項中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

（昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正）

第五十一條 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百八号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第 号）第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。
四 日本電信電話公社法第八十一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

（氣象業務法の改正）

第五十二條 氣象業務法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第二項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

（電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令の改正）

第五十三條 電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令（昭和二十四年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一條、第三條、第四條、第五條第二項、第六條第一項、第七條第一項及び第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第二條第一項中「政府の機関」を「政府又は日本電信電話公社の機関」に、「政府との間」を「日本電信電話公社との間」に改める。

（電気通信省設置法等の廃止）

第五十四條 左に掲げる法律は、廃止する。
電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）
電気通信事業特別会計法

附則

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から施行する。

2 電気通信事業特別会計法は、第五十四條の規定にかかわらず、第十三條の規定においてその例による限度においてなおその効力を有する。

3 公社は、昭和二十七年年度においては、第八條第二項の規定により公社が政府に対し負う債務の利子及びその取扱に要する経費を国債整理基金特別会計に納付することができ。

（目的）
国際電信電話株式会社は、国際電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

（事業）
第二條 国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国際電気通信事業を営む外、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他前條の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

（事務所）
第三條 会社は、本店を東京都に置く。

2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）
第四條 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、

株主若しくは業務を執行する役員

の半数以上、資本若しくは出資の
半額以上若しくは議決権の過半数
が外国人若しくは外国法人に属さ
ないものに限り、所有することが
できる。

2 会社は、新株を発行しようとする
ときは、郵政大臣の認可を受け
なければならない。

(商号の使用制限)

第五條 会社でない者は、その商号
中に国際電信電話株式会社という
文字を用いてはならない。

(社債発行限度の特例)

第六條 会社は、商法(明治三十二
年法律第四十八号)第二百九十七
條の規定による制限をこえて社債
を募集することができる。但し、
資本及び準備金の総額又は最終の
貸借対照表により会社に現存する
純財産額のいずれか少い額の三倍
をこえてはならない。

(一般担保)

第七條 会社の社債権者は、会社の
財産について他の債権者に先だつ
て自己の債権の弁済を受ける権利
を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法
(明治二十九年法律第八十九号)の
規定による一般の先取特権に次ぐ
ものとする。

(外貨債務の保証)

第八條 政府は、法人に対する政府
の財政援助の制限に関する法律
(昭和二十一年法律第二十四号)第
三條の規定にかかわらず、国会の
議決を経た金額の範囲内におい
て、会社の外貨で支拂わなければ
ならない債務について、保証契約

をすること法である。

(監督)

第九條 会社は、郵政大臣がこの法
律の定めるところに従い監督す
る。

第十條 会社は、社債を募集し、又
は弁済期限が一年をこえる資金を
借り入れようとするときは、郵政
大臣の認可を受けなければならない
い。

第十一條 取締役及び監査役の選任
及び解任、定款の変更、利益金の
処分、合併並びに解散の決議は、
郵政大臣の認可を受けなければ、
その効力を生じない。

第十二條 会社は、毎營業年度の事
業計画を定め、郵政大臣の認可を
受けなければならない。これを更
改しようとするときも、同様とし
る。

第十三條 会社は、無線設備及びこ
れに準ずる重要な電気通信設備を
譲渡し、又は担保に供しようとし
るときは、郵政大臣の認可を受け
なければならない。

第十四條 郵政大臣は、第十條、第
十一條(利益金の処分、合併及び
解散の決議に係る部分に限る)及
び前二條の認可をしようとするこ
ときは、大蔵大臣に協議しなければ
ならない。

(命令及び報告)

第十五條 郵政大臣は、会社に対
し、その業務に関し監督上必要な
命令をすることができる。

2 郵政大臣は、この法律を施行す
るため必要な限度において、会社
からその業務に関する報告を徴す
ることができる。

(罰則)

第十六條 左の各号に掲げる違反が
あつた場合においては、その行為
をした会社の取締役又は監査役
は、十萬円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認
可を受けなければならない場合
において、その認可を受けなかつ
たとき。

二 第二條に規定する業務以外の
業務を行つたとき。

三 第六條但書の規定に違反し
て、社債を募集したとき。

四 前條第一項の規定による命令
に違反したとき。

五 前條第二項の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした
とき。

第十七條 第五條の規定に違反した
者は、五萬円以下の罰金に処す
る。

2 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関
し、前項の違反行為をしたとき
は、行為者を罰する外、その法人
又は人に対して同項の罰金刑を科
する。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、政令で
定める。但し、その期日は、昭和
二十八年三月三十一日後であつて
はならない。

(設立委員)

2 郵政大臣は、設立委員を命じ
て、会社の設立に関する事務を処
理させる。

3 日本電信電話公社(以下「公社」
という)は、会社の設立に際し、
会社に対し、現物出資をすること
ができる。

4 公社は、日本電信電話公社法
(昭和二十七年法律第 号)第六
十八條の規定にかかわらず、会社
の設立に際し、国会の議決を経な
い、同條に規定する設備を会社
に対する出資の目的とし、又は会
社に対し譲渡することができる。
但し、あらかじめ郵政大臣の認可
を受けることを要する。

5 公社又は設立委員は、公社が会
社の設立に際し会社に対する出資
の目的とし、又は会社に対し譲渡
する財産の範囲について協議する
ことができる。又は協議がととの
わないときは、郵政大臣の決定を
申請することができる。

6 前項の郵政大臣の決定があつた
ときは、同項に規定する財産の範
囲について、公社と設立委員との
間に協議がととのつたものとみな
す。

7 公社は、第五項の郵政大臣の決
定に従い日本電信電話公社法第六
十八條に規定する設備を会社に対
する出資の目的とし、又は会社に
対し譲渡するときは、第四項但書
の認可を受けることを要しない。

(定款)

8 設立委員は、定款を作成して、
郵政大臣の認可を受けなければな
らない。

9 設立委員は、前項の規定により
作成する定款に、公社が会社に対
する出資の目的とし、又は会社に
対し譲渡する財産の価格を記載し

ようとするときは、電気通信設備
評価審議会の決定を受けなければ
ならない。

10 電気通信設備評価審議会は、公
社が会社に対する出資の目的と
し、又は会社に対し譲渡する財産
について前項の決定をするとき
は、この法律の施行の日における
その財産の時価を基準とし、改益
率を参し、やむを要しなければな
らない。

(株主の募集)

11 設立委員は、第八項の認可を受
けたときは、遅滞なく、会社の設
立に際し発行する株式の総数のう
ち、第三項の規定による公社の出
資に対して割り当てべき株式を
控除した残余の株式につき、株主
を募集しなければならない。

12 株式申込証には、定款の認可の
年月日を記載しなければならない。
い。

13 設立委員は、株主の募集を終つ
たときは、株式申込証を郵政大臣
に提出し、その検査を受けなければ
ならない。

(拂込)

14 設立委員は、前項の検査を受け
た後、遅滞なく、各株につきその
発行価額の全額の拂込をさせなけ
ればならない。

(創立總會)

15 前項の拂込があつたときは、設
立委員は、遅滞なく、創立總會を
招集しなければならない。

(事務の引渡)

16 創立總會が終結したときは、設
立委員は、その事務を会社の取締
役に引き渡さなければならない。

(適用除外)

17 商法第六百六十七條、第六百八十一條及び第六百八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(登録税の特例)

18 会社が設立の登記を受けるときは、登録税の額は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第六條第一項第三号の規定にかかわらず、公社の出資の額の千分の一・五と公社以外の者の出資の額の千分の六の合計額とする。

19 会社がその設立に際し不動産に関する権利の取得の登記を受けるときは、公社が出資し、又は譲渡した不動産についての登録税の額は、登録税法第二條第一項第三号の規定にかかわらず、千分の四とする。

(公社に割り当てられた株式の処置)

20 公社は、会社の成立後遅滞なく、第三項の規定による出資に対し割り当てられた株式を政府に譲渡しなければならない。

21 政府は、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、前項の規定により譲り受けた株式を処分しなければならない。

22 政府は、第二十項の規定により譲り受けた株式の対価を、当該株式の処分に応じて公社に支拂うことができる。

(無線局の免許人の地位の承継)

23 公社が会社に対し出資し、又は譲渡した財産に係る無線局の免許人の地位は、出資の場合にあつては会社の成立の日、譲渡の場合にあつてはその譲渡の日において、会社が承継する。

あつてはその譲渡の日において、会社が承継する。

(電気通信設備評価審議会)

24 第九項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、郵政省に電気通信設備評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

25 審議会は、委員長及び委員五人をもつて組織する。

26 委員長は、郵政大臣をもつて充てる。

27 委員は、左に掲げる者につき郵政大臣が任命する。

一 大蔵省の職員 一人

二 郵政省の職員 一人

三 公社の役員 一人

四 会社の設立委員 一人

五 学識経験のある者 一人

28 委員は非常勤とする。

29 委員長は、会務を総理する。

30 審議会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

31 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

32 第九項、第十項及び前八項に定めるものの外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

(他の法律の改正)

33 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一條ノ二に次の但書を加える。

但シ主務大臣ハ日本国外國間ニ

於ケル電信及電話ニ關スルモノハ國際電信電話株式会社ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十四條及び第三十一條第一項中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式会社」を加える。

34 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号第八号を次のように改める。

八 國際電信電話株式会社

35 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「又は日本放送協會」を「日本放送協會又は國際電信電話株式会社」に改める。

36 郵便法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項但書及び第十八條中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式会社」を加える。

37 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話公社」を加える。

38 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式会社」を加える。

39 土地收用法(昭和二十六年法律

第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第十五号の二中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式会社」を加える。

○佐藤内閣府大臣 たいだいま議題となりました日本電信電話公社法案の提案理由を説明申し上げます。

わが国の電信電話事業は、創業以來公共事業として終始一貫国営により経営されて参つたのでありますが、昭和九年特別会計制度を採用いたしました後、事業の国営に伴う諸制約に縛られ、設備の擴張資金につきましても、その時々々々国家財政のわくに左右されて、十分かつ安定した資金を得られず、さらに企業経営の基本であります財務、會計、人事管理についても、一般行政官庁と同一の規律を受けていたため、活潑な企業活動を阻害されて来た点が少なくなく、ために競争によつて極度に荒廃した電信電話の復興は、戦後の産業、経済、文化等国民活動の進展に伴うことができないで、遺憾ながら国民の要望に十分こたへることができなかつたのであります。

このため昭和二十四年七月に内閣に設けられました電信電話復興審議会は、昭和二十五年三月三十一日に電信電話事業を民営の長所を最大限に取入れた公共企業体に運営せしめることの必要性を政府に答申いたしましたのであります。同年四月二十六日衆議院も公共企業体移行促進の決議をされ、公共企業体化の機運は熟して来たのであります。しかるにその後幾ばくもなく、朝鮮動乱の勃発に伴い、関係筋の意向もありまして、ひとまず見送りとなつていたものであります。昭和二十六年八月政令改正諮問委員会は行政機構改革の一環として電信電話事業を公共企業体化することを政府に答申し、政府においては慎重審議の結果、今回電気通信省を廃止し、電信電話事業は日本電信電話公社に経営させることに定め、ここに日本電信電話公社法案を国会に提出して御審議をお願いする運びと相なつた次第であります。

さきにも申し上げましたように、財務、會計、人事管理等の面での国営形態の欠陥を除去して、企業体的な経営をなし得るためには、純然たる民間形態も考えられるわけでありましたが、電信電話事業は、全国にわたる龐大な組織及び設備を有し、巨額の資産を擁する公共事業でありますから、これを民間に拂い下げて株式会社組織に切りかえることは、再評価、株式の引受け、その他に多くの困難が予想されること、強度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する本事業については、純民間企業としての態所を十分に期待できないこと、また公租、公課の賦課が加わるため、経営の合理化が促進されてもおかつ相当の料金値上げを招来すること、年々巨額の擴張資金を民間資本にのみ求めることは、現在のわが国の資本蓄積状況から見てもとんど望み得ないこと等の理由から、民営形態は適当でないとと思われるのであります。

政府は公共電気通信事業の合理的かつ能率的な経営の体制を確立し、公共電気通信設備の整備及び擴充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進するためには、国会及び政府が

ていたのであります。昭和二十六年八月政令改正諮問委員会は行政機構改革の一環として電信電話事業を公共企業体化することを政府に答申し、政府においては慎重審議の結果、今回電気通信省を廃止し、電信電話事業は日本電信電話公社に経営させることに定め、ここに日本電信電話公社法案を国会に提出して御審議をお願いする運びと相なつた次第であります。

さきにも申し上げましたように、財務、會計、人事管理等の面での国営形態の欠陥を除去して、企業体的な経営をなし得るためには、純然たる民間形態も考えられるわけでありましたが、電信電話事業は、全国にわたる龐大な組織及び設備を有し、巨額の資産を擁する公共事業でありますから、これを民間に拂い下げて株式会社組織に切りかえることは、再評価、株式の引受け、その他に多くの困難が予想されること、強度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する本事業については、純民間企業としての態所を十分に期待できないこと、また公租、公課の賦課が加わるため、経営の合理化が促進されてもおかつ相当の料金値上げを招来すること、年々巨額の擴張資金を民間資本にのみ求めることは、現在のわが国の資本蓄積状況から見てもとんど望み得ないこと等の理由から、民営形態は適当でないとと思われるのであります。

政府は公共電気通信事業の合理的かつ能率的な経営の体制を確立し、公共電気通信設備の整備及び擴充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進するためには、国会及び政府が

ていたのであります。昭和二十六年八月政令改正諮問委員会は行政機構改革の一環として電信電話事業を公共企業体化することを政府に答申し、政府においては慎重審議の結果、今回電気通信省を廃止し、電信電話事業は日本電信電話公社に経営させることに定め、ここに日本電信電話公社法案を国会に提出して御審議をお願いする運びと相なつた次第であります。

さきにも申し上げましたように、財務、會計、人事管理等の面での国営形態の欠陥を除去して、企業体的な経営をなし得るためには、純然たる民間形態も考えられるわけでありましたが、電信電話事業は、全国にわたる龐大な組織及び設備を有し、巨額の資産を擁する公共事業でありますから、これを民間に拂い下げて株式会社組織に切りかえることは、再評価、株式の引受け、その他に多くの困難が予想されること、強度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する本事業については、純民間企業としての態所を十分に期待できないこと、また公租、公課の賦課が加わるため、経営の合理化が促進されてもおかつ相当の料金値上げを招来すること、年々巨額の擴張資金を民間資本にのみ求めることは、現在のわが国の資本蓄積状況から見てもとんど望み得ないこと等の理由から、民営形態は適当でないとと思われるのであります。

政府は公共電気通信事業の合理的かつ能率的な経営の体制を確立し、公共電気通信設備の整備及び擴充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進するためには、国会及び政府が

ていたのであります。昭和二十六年八月政令改正諮問委員会は行政機構改革の一環として電信電話事業を公共企業体化することを政府に答申し、政府においては慎重審議の結果、今回電気通信省を廃止し、電信電話事業は日本電信電話公社に経営させることに定め、ここに日本電信電話公社法案を国会に提出して御審議をお願いする運びと相なつた次第であります。

さきにも申し上げましたように、財務、會計、人事管理等の面での国営形態の欠陥を除去して、企業体的な経営をなし得るためには、純然たる民間形態も考えられるわけでありましたが、電信電話事業は、全国にわたる龐大な組織及び設備を有し、巨額の資産を擁する公共事業でありますから、これを民間に拂い下げて株式会社組織に切りかえることは、再評価、株式の引受け、その他に多くの困難が予想されること、強度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する本事業については、純民間企業としての態所を十分に期待できないこと、また公租、公課の賦課が加わるため、経営の合理化が促進されてもおかつ相当の料金値上げを招来すること、年々巨額の擴張資金を民間資本にのみ求めることは、現在のわが国の資本蓄積状況から見てもとんど望み得ないこと等の理由から、民営形態は適当でないとと思われるのであります。

政府は公共電気通信事業の合理的かつ能率的な経営の体制を確立し、公共電気通信設備の整備及び擴充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進するためには、国会及び政府が

ていたのであります。昭和二十六年八月政令改正諮問委員会は行政機構改革の一環として電信電話事業を公共企業体化することを政府に答申し、政府においては慎重審議の結果、今回電気通信省を廃止し、電信電話事業は日本電信電話公社に経営させることに定め、ここに日本電信電話公社法案を国会に提出して御審議をお願いする運びと相なつた次第であります。

さきにも申し上げましたように、財務、會計、人事管理等の面での国営形態の欠陥を除去して、企業体的な経営をなし得るためには、純然たる民間形態も考えられるわけでありましたが、電信電話事業は、全国にわたる龐大な組織及び設備を有し、巨額の資産を擁する公共事業でありますから、これを民間に拂い下げて株式会社組織に切りかえることは、再評価、株式の引受け、その他に多くの困難が予想されること、強度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する本事業については、純民間企業としての態所を十分に期待できないこと、また公租、公課の賦課が加わるため、経営の合理化が促進されてもおかつ相当の料金値上げを招来すること、年々巨額の擴張資金を民間資本にのみ求めることは、現在のわが国の資本蓄積状況から見てもとんど望み得ないこと等の理由から、民営形態は適当でないとと思われるのであります。

ら必要な監督を受けることによつて公共性を確保し、同時に、一方事業の経営上財務、会計、人事管理等の面における一般行政官庁の制約を脱し、民営の能率的経営技術を取入れた自主的な企業活動を行ひ得る企業体としての公社形態に当事業の経営を行はしめることが最も適當であると考え、ここに日本電信電話公社を設立することとした次第であります。ただ国際電気通信関係のみは、国際通信における他国との競争関係等より、一層徹底した企業活動の自由と機動性を確保するため民営とすることとし、別に国際電信電話株式会社法案を上提いたすこととしたのであります。

次に公社法案の内容についておもしろなる点を説明申し上げます。法案は第一章ないし第七章にわかれておりまして、第一章は総則として、公社の目的、法人格、業務内容、資本金、名称の使用制限等を規定いたしております。このうち公社の資本金は、この法律施行の際における電気通信事業特別会計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相当する額とし、いわゆる狭義資本説によることとし、政府が金額を出資いたします。

第二章は経営委員会に関する規定であります。公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関として、民間会社の取締役会に準ずる経営委員会を設置いたしますこととしております。この経営委員会は、両議院の同意を待つて内閣が任命する非常勤の委員三人と、職務上当然就任する常勤の特別委員である總裁、副總裁二人の合計五人をもつて構成され、委員長は委員の互選により選任することとなつております。

この経営委員会は公社の経営管理の基本政策を決定いたす機関であります。で、公社の業務執行の責任者たる總裁及び副總裁のほか、大企業の経営についての深い経験と広い社会的視野を持つ非常勤の委員をもつて構成し、その多数決によつて議事を決定することとが、公社の経営を能率的ならしめることと、公共性を確保する所以であると考え、次第であります。なお委員の任期は四年で報酬は受けません。

第三章は公社の役員及び職員についての規定であります。公社に役員としての總裁、副總裁各一人及び理事五人以上を置くこととなつております。總裁及び副總裁は内閣が任命し、理事は總裁が任命いたします。總裁、副總裁の任期は四年、理事の任期は二年で、いずれも再任されることができま

す。職員については、その地位、資格並びに任用の基準について規定するほか、降職及び免職、休職並びに懲戒につき身分保障の見地から一定の基準を設け、一方職務遂行に専念する義務を課しております。またその労働関係については公共企業体労働関係法の適用を受けることになつております。

第四章は財務及び会計についての規定であります。公社の財務及び会計に關しては、財産の増減及び異動をその發生の事実に基づいて経理するいわゆる發生主義會計原則によることを明らかにし、予算においても現金收支のみでなく、非現金收支を含むものであることを明らかにしております。また公社の予算は一般行政官庁の消費を目的とする予算と異なり、通信の需要に即応

して最低の経費で最良のサービスを提供することを目的とするいわゆる事業予算の性格を持つものであります。この目的に應ずるため、経済事情の変動並びに緊急偶発の事態に應じ得る弾力性を有するものであるという本質を明文化してあります。予算は予算總則、收入支出予算、経費費及び債務負担行為よりなつており、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他参考となる事項に関する書類を添え、国会に提出してその議決を経るものとなつております。

暫定予算、追加予算、修正予算についても本予算に準じます。予算の流用及び繰越しについては、原則として自由とし、ただ總則に定める経費の金額については、郵政大臣の承認を経なければ流用もしくは繰越しができないこととしております。

資金につきましては、予算總則に定める限度額の範囲内において、政府及び民間に対し電信電話債券を発行し、また借入金等をなすことができることとしております。公社の業務にかかわる現金は、原則として国庫に預託するものであります。業務上必要がある場合には政令の定めるところにより、郵便局または大蔵大臣の指定した金融機関を利用することができるとなつて

おります。また外債につきましても、財団相当のごとき制度をとらず、元本の償還及び利子の支拂いについて政府の保証を受けることができることになつたしました。

次に利益及び欠損の処理としましては、独立採算制を確立いたしますため、毎事業年度経営上利益を生じたときはまず繰越し欠損の補填に充て、な

お残余があるときは、予算に定めるところによつて国庫に納付する場合を除くほか、これを繰上金に組み入れることとし、経営上欠損を生じたときは、繰上金を減額して整理し、繰上金の額を超過するときは欠損の繰越しとして整理するものとしております。

以上のように、利益金は原則として積立金に組み入れますので、欠損を生じた場合にも、一般会計から交付金を仰ぐということとはしないことになつております。

財産処分につきましては、電気通信幹線路その他これに準ずる重要な電気通信設備を譲渡または交換するには、国会の議決を要することとしたしました。

次に公社はその役員及び職員に支給する給与について、能率給を加味した独自の給與準則を定め得ることになつておりますが、この給與準則は無制限に定め得るものでなく、一事業年度の支出が国会の議決を経た給與總額の範囲でなければならぬことを明らかにしている次第であります。

第五章は公社の監督に関する規定であります。公社の監督は郵政大臣が行うこととし、公共の福祉増進等のため必要があると認めるときは、監督上必要な命令を発することができるとしてあります。

職員となつた場合には、当分の間恩給法を適用すること、公社の役員及び職員に国家公務員共済組合法の規定を適用すること、不動産登記法、土地收用法について公社を国の機関とみなして、これらの法令を準用すること等を規定いたしております。

次に日本電信電話公社法施行法案の提案理由を説明申し上げます。日本電信電話公社の設立に關しましては、その手続及び経過措置を定めるとともに他の法令を整理する必要があるものであります。條文が相当の數に上るため、これをさきに提出いたしました公社法の附則とすることなく、單獨の法律として提出するのが適當と考えられますので、ここに本法案を提案することとした次第であります。

本法案のおもな内容を申し上げます。まず同公社の最初の経営委員会委員の指名は、これを公社の設立前に行ひ得ることを定めております。またその任期につきましても一齊に改選になることのないように、二年、三年及び四年といたしております。

次に現在の電気通信省の職員は、監督官庁等に移る者を除き、すべてこれを公社に引継ぐこととし、これらには退職金は支給しないことになつております。

次に公社設立後の過渡的措置といたしまして、公社が行うことになる義務に關する権利義務及び係属中の訴訟は、国鉄、専売の例にならぬ、公社が引継ぐこととしたしております。また公社の財産関係につきましましては、一般会計からの繰入金中、外国為替特別会計からの未受領の分と、警察専用電話料金の未収金に相当する約四

億圓を差引いて公社の債務としたほかは、国鉄、専売の例にならつております。

公社の昭和二十七年年度の予算につきましては、国の予算としてすでに成立している関係上、公社が一応これを踏襲することとしたしました。

次は公社設立に伴う他の法令の整理であります。従来国営事業として国に適用のあつた電信法、電信線電話線建設條例等の電気通信関係の法律につきましては、別途その全面的な改正法案を準備中ですが、間に合わないことをおそれまして、とりあえずこの法案においてこれらに必要最小限度の改正を加えることとしたしております。

また他の法律で、国に対し特例または除外例を設けていた登録税法、印紙税法、所得税法、地方税法等につきましては、国鉄、専売と同様、本公社にも特例を設けたまたは除外するようにいたしております。

その他、他の法律で電気通信省とあつた條文のうち、性質上国のみに適用すべきものにつきましては、これを削除し、また公社に適用する必要のあるものにつきましては、これを公社と読みかえるようその改正を加えておる次第であります。

次に国際電信電話株式会社法案の提案理由を説明申し上げます。

わが国の国際電信電話事業は、その運用については国内電信電話事業と一体となつて国営により経営されて来たのでありますが、その設備の建設保守については、電信については大正十四年日本無線電信株式会社が、電話については昭和七年国際電話株式会社が

それ〴〵設立され、政府の監督と保護のもとにその任務を遂行して来たのであります。その後昭和十三年両会社が合併され国際電信電話株式会社が設立され、両会社の業務を引継ぐとともに、伸張する国際電信電話事業設備の擴張保守に鋭意専心して来たのであります。

しかしながら今日の国際情勢にかんがみましますと、対外的には列国間の通信電波の獲得及び通信網の擴張の激烈な競争に伍して、自由獨逸なる活動を通じてわが国の対外通信の地位を大いに向上せしめねばならぬこと、対内的には議和成立後のわが国自立経済確立のためには貿易並びに對外通商事業に對しまして、諸外国に劣らない通信サービスを提供する必要があるものがあるものであります。これらの要請を満たすためには、国際間の情勢に鋭敏に反應し、経済事情の変動に強く反映される通信需要に即応し得る企業活動の自由なる機動性が強く要請されるのみならず、国際通信分野における競争相手の諸外国における通信担当者も多くが民営形態である事情にもかんがみまして、国際電信電話事業の運営を民営形態に移すとともに、その公益的の特性を確保するに必要な国の監督及び保護を與えるために、これを特殊会社とし、ここに国際電信電話株式会社法案を作成して、国会の御審議をお願いすることにした次第であります。

以下その内容の大略を申し上げます。

本会社の株式については、その会社の性格からして記名式株式とし、これを所有し得るものとしては、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人とし、日本国法人であつてもその社員、株主もしくは業務を執行する役員は半数以上、資本もしくは出資の半額以上、もしくは議決権の過半数が外国人もしくは外国法人に属する法人は所有することができないものとしたのであります。現在国際電信電話事業の用に供せられてゐる設備は、これを日本電信電話公社から本会社に現物出資することによつて会社を支配すること、本会社が公社の株式の大部分を保有することによつて会社を支配すること、会社設立の趣旨に沿わないものと考えられますので、公社はその割当てられた株式はこれを政府に譲渡し、政府においてそれを処分して行くこととしたのであります。

本会社の社債の発行については、今後会社において相当設備の擴張をはかる必要が考えられますので、商法の規定による社債発行限度の制限に特例規定を置き、資本及び準備金の総額または最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の三倍の額まで社債発行ができることとしたのであります。なお資金調達を確保ならしめるため、社債権者の会社財産に對する担保権を認めるとともに、会社の外貨債務について政府の支拂い保証を受けることができる旨を規定しております。

本会社は商法上の商事会社であります。その行ふ事業は国民一般の利害に密接に関係いたしますので、社債の募集、長期借入金金の借入、取締役及び監

査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議及び毎營業年度の事業計画並びに重要電気通信設備の擴張並びに担保提供のごとき事業活動上の重要事項については、主務大臣たる郵政大臣の認可を要し、また監督上必要がある場合に於いて郵政大臣は会社に対し命令を発したものであります。以上の認可及び命令については違反の行為については、罰則規定を設けてあります。

以上のほか附則をもつて、会社設立の際の手續並びに経過措置について規定を設けておるのであります。公社の設立のためには郵政大臣が設立委員を任命してその事務を行はしめることとし、また会社財産の大部分については日本電信電話公社が現物出資又は譲渡するものとし、この出資または譲渡の財産の範囲については、公社と設立委員との協議により定め、協議がとれないときは、郵政大臣の決することによるものとしたのであります。

なお出資または譲渡の財産の価格につきましては、郵政省に設置せられます電気通信設備評価審議会の決定によることとし、審議会の評価に當つては、財産の時価を基準とし、国際通信事業の収益率を参酌して決定するものとしたのであります。

なお法律の施行期日は政令で定めることとしたしております。

以上まことに簡単であります。本法案の提案理由及びその内容の要点を説明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決せられますようお願いいたします次第であります。

○田中委員長 次に法案の内容につきまして、説明を伺います。秘書次官。

○観説明員 それでは法案の各條項につきまして、要点を御説明申し上げます。大臣の提案理由説明の中に、相当詳しく説明されておりますので、できるだけ重複を避けて御説明申し上げます。

第一の目的は、ここに「合理的且つ能率的な経営の体制を確立し」ということをはつきりうたいまして、なお「ここに日本電信電話公社を設立する」ということになつておりますので、本法が施行されますと同時に、この公社は当然設立されるということに相なるわけでございます。

第二條の法人格につきましては、これは要するに特別法による法人でありまして、商法にいうところの商事会社でもないし、また民法第三十四條の規定による公益法人でもない、特別な法人ということに相なるわけでございます。

業務につきましては、大体現在電気通信省において行つております業務の中から、有線電気通信に関するものを除いたものが、全部公社の業務の範囲と相なるわけであります。「これに附帯する業務」ということが書いてございますが、これはたとえば職員訓練あるいは厚生施設の業務等をさすものであります。また「第一條に規定する目的を達成するために必要な業務を行ふ」ということで特に考えられますのは、たとえば建物の不要部分を他に転売、賃貸するというようなことも、その中に入つて来るかと思ひます。なお第二項におきまして、これ

は現在電気通信省においても委託を受けて行われておるのでございますが、これらの業務も委託によりまして公社が行う、こういう内容のものでございまして、現在やつておりますのとかわつておるものではないのであります。次に事務所でございしますが、これは当然「主たる事務所を東京に置く」として「郵政大臣の認可を受けて、必要な地に於ける事務所を置くことができる」と規定してありますが、私ども大体通信局等を従たる事務所として、郵政大臣の認可を受ける。これはもちろん登記の事項になるわけでありまして、そういうような考えでございします。

それから資本金の問題でございします。が、「電気通信事業特別会計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相当する額」ということになっておりますが、その具体的な大よその見当は百六十億程度ということになっております。なおこれらの負債をどの程度見るか、そういうような点におきましては、施行法等で規定いたしておる次第でございします。なおまたただいま申し上げたように、百六十億程度でございしますが、これは再評価いたしていないのでありまして、なお施行法におきまして、昭和二十九年年度末までに資産の再評価をするということが特に規定されております。

それから登記の問題でございします。が、これは特に御説明申し上げる必要はないかと思ひます。名称の使用制限も、特に公共的な大きな事業の公社といたしまして、相当広く、要するに「日本電信電話公社」という文字又はこれに類似する文字を用

いてはならない。」用いた場合は罰則の規定がある、こういう形になっております。

それから民法の準用であります。これは法人の不法行為能力、すなわちその職を行うについて他人に加えた損害といふものは、法人自体が賠償の責任を持つ。法人の目的以外の行為で他人に損害を與えた場合には責任を負わない。それは一般の原則として、それに關係する者の連帯責任ということに相なるわけでありまして、法人の住所、代表権の制限等はそのことになるかと思ひます。

第二章の経営委員会でございますが、これの大綱につきましては、ただいま御説明があつたのでございします。が、特に日本電信電話公社法案におきましては、経営委員会といふものを意思決定機関といたしまして、経営委員として国会の承認を得て任命される三人の委員と、總裁、副總裁の特別委員を持つという形におきましては、国鉄の監理委員会と異なつております。また専売公社等におきましては、これは諮問機関になつておるようでございますが、この点におきましては、国鉄並びに専売公社とかわつた形をとつております。

組織につきましては、大体内容は明瞭かと存じます。委員の任命につきましては、他の国鉄におきまして、あるいは専売におきましても、一定の経験あるいは事業を規定しておるのでありますが、本法案におきましては、要するに「委員は、両議院の同意を得て、内閣が任命する」ということになつております。

特別にどういふ分野から委員を任命してはいかぬというようなことを法定いたしておりません。第二項におきましては、委員の国会の同意を得ることができない場合の措置でございします。第三項におきましては、欠格事項を書いてございします。これにつきましても、多少国鉄、専売公社と異なつておる点もございしますが、その点につきましては、法律上私ども当然という解釈のもとに考へておるのでありまして、たとへば禁治産者、破産者あるいは服役中の者たちは、当然欠格事項に當る者、特に法律に規定を設けなかつたわけでございますが、實際的には何ら異なるところがないのでございします。

それから委員の任期、これは特に御説明することもないかと思ひますが、委員の罷免、これは大體国鉄、専売法と同じような内容に相なつております。それから委員の報酬も、報酬を受けないという点につきましては、国鉄の監理委員と同様に考へております。それから議決の方法は、これは先ほど申し上げたように、特別委員も議決に加わるといふ形になつておりますが、国鉄監理委員会におきましては、特別委員は議決に加わらぬという形になつております。なお経営委員会は意思決定機関でございしますが、この決定があつたか否かというところは、第三者の關係においては問題にならない。なほなほ、總裁の行つた行為につきましても、この法律によりまして、總裁の仕事として当然の責任を負うという形になるのであります。

なお十八條は「法令により公務に従事する者とみなす」ということに相なつておりまして、たとえば演職罪、公文書偽造罪、公務執行妨害罪等が成立するわけでありまして、

第三章、役員及び職員との關係でございしますが、役員としましては、先ほど説明ありましたように總裁、副總裁、理事といふものになつておりまして、特に本法案におきましては、理事につきましても任期を定め、罷免の條項等が設けられておるわけでありまして、この点が国鉄とかわつておる点であります。それからなお国鉄におきましては、監事といふものは置いておりませんが、専売公社におきましては監事といふものを置いております。本公社におきましては、やはり總裁以下内部監査といふ点から見まして、特に監事を置かない。もちろん公社に対する会計監査等は、会計検査院がこれを担当するといふ形になつております。それから總裁が公社を代表してその業務を經理するわけでありまして、副總裁あるいは理事等につきましては代表権を認めておりませんが、これは代理を許す場合におきましては、当然代表権がついて来るという形で、これは法律上当然の解釈として、また特にその規定を必要としないということで、既存の法律と異なつた規定になつておりますが、實際上におきましては、別段支障のないものとして考へておる次第であります。

役員の任命及び任期につきましては、任命は監理委員会の推薦あるいは専売公社のごとく経営審議会でございますが、その推薦等を條件としまして、總裁、副總裁まで合せまして内閣が任命する。これは特別委員たる性格から考へても、そういう形が当然であらうというふうに考へております。それから理事は、總裁が独断で任命できる。別段経営委員会等の承認も必要としないということでありまして、それから役員欠格條項につきましては、委員の欠格條項とにらみ合せて規定されておるわけでありまして、それから役員兼職の禁止、これは郵政大臣の承認を受けたときには例外を認めるということにいたしてあります。

それから代表権の制限、これは一般商法等にも規定があるといふところでございます。具体的にいへば總裁の所有する不動産とたとえば公社の間に問題が起つたような場合、当然こういう規定を必要とするわけでありまして、それから代理人の点は、先ほど御説明申し上げました。

次に一般の職員であります。この法律において公社の職員とは、公共企業体労働關係法第二條第二項に規定するものをいふ。ということに相なつておりますが、第二條第二項は、この法律において職員とは、常時公共企業体に勤務する者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外をいふということに規定されております。一般的に普通の、要するに公社の業務に継続的に従事し、報酬を受けるといふ者は、当然この公社の職員といふことに相なるわけでありまして、臨時の者等は公社の職員といえないといふこととございします。なお第二項におきましては、町村の議会の議員はやることであるが、その他はできない。これは国鉄等と同じような規定にいたしてあります。

それから任用の基準、給與任用の基

それから任用の基準、給與任用の基

準につきましては、要するにきわめて抽象的に書いてございするが、結局公務員法の精神と申しますか、大きな企業におきまして情実等を排除した規定でございする。給與につきましては、職員の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が發揮した能力が考慮されるものでなければならぬ。ということと、この意味におきまして、將來といふか、公社におきまして勤勉手当的なもの、あるいはまた報奨手当的なものを設定して行く觀念をここに明らかにいたしておるわけでありする。

それから降職及び免職、休職等の規定は、これは国鉄、専売法とまったく同一にいたしておりまして、国家公務員法に準じ、相当職員の身分を保障いたしておる次第でございする。

懲戒につきましては同様でございまして、懲戒処分の内容も、ここに法律で限定して定めてあるような次第であります。

それから三十四條の服務の基準につきましては、やはり他の公共企業体とまったく同様でありまして、一応公務員に準じた精神と申してさしつかえないかと思ひます。

それから準用規定、十八條の規定と申しますのは、要するに「公務に従事する者」といふ規定でございするが、刑法の適用につきまして準用規定を役員及び職員にも準用いたしております。

なお三十六條におきまして、公共企業体労働関係法の適用を規定いたしておりますが、これは公共企業体労働関係法におきまして、なおいろいろと特別の定めをなすことができますので、

その根拠をここに設けた次第であります。

以上で、次に第四章の財務及び会計に入りますが、この点につきましては、経理局長の横田政府委員から御説明申し上げる。

○横田政府委員 第四章の財務及び会計について御説明申し上げます。

三十七條に總則を規定いたしておりますが、この規定の意味は、公社の財務及び会計に關しては本章の規定によりまして、いわゆる国家財政法あるいは会計法の規定によらないということを書いておるわけでありする。

次は事業年度であります。公社事業年度は企業体でありますので、あるいは半年ごとにするというような方法もあるわけでありするが、これが政府關係機關として一緒に提出されるというふうな事情もありまして、できるだけ合わせるというところで、やはり政府予算と同じに毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るといふ会計年度の、政府会計年度と年度を同じくしたものであります。

次に経理原則として三十九條に掲げてありますのは、「公社の財務及び会計に關しては、財産の増減及び異動をその發生の事實に基いて経理するものとする。すなわち國家の予算は、大體消費會計予算となつておりますが、公社の會計は事業會計でありますので、發生主義原則による。同時に政府予算と違ひまして、いわゆる現金主義予算ではない、非現金の收支關係も入れて行く、こゝういふ事業予算としての、あるいは事業決算としての特性を持たせて行く。こゝういふ趣旨をもつて規定いたしたのであります。

次に四十條に予算の彈力性のことを書いてありますが、「公社の予算には、その事業を企業的に運営することができるといふ、需要の急激な増加、經濟事情の変動その他予測することができない事態に應ずることができ、彈力性を與えるものとする。公社の予算は公社が事業体としての、事業予算としての特性を持つものでありますので、定まつた予算をただ忠実にそのまま執行して行けばよいというのではなくて、常にマーケット需要の増加に対する適應性といふものも持たなければならぬわけでありする。そういう点につきまして事業予算としての本質上、公社予算は本質的に彈力性を持つものであるという原則を明らかにいたしたわけでありする。

次に四十一條に予算の作成及び提出のことを規定いたしております。これは内容は一項から六項まで詳しく書いてありますが、先ほどから御説明いたしましたように、公社の予算は事業予算でありまして、また公社の予算は憲法上の國家予算でないことはもちろん當然であります。しかしながら政府機關ではないけれども、政府關係機關である關係上、予算の提出の手續等におきましては、政府予算と同時に提出するということが妥當だといふ結論からしまして、この作成及び提出については、事業予算の本質を害しない範圍において、できるだけ同一の方法によります。すなわち一項では毎事業年度の予算を作成しまして、必要なる添付書類も添えて郵政大臣に提出する。郵政大臣はそれを検討して、検討の結果いいと認めれば大蔵大臣に送付する。

第三項では大蔵大臣はこれに必要な調整を加えて閣議に提出し、閣議の決定を得、内閣はこれを国会に國の予算とともに提出する。以下そういうことを書いておるわけでありする。

次に予算の内容であります。予算の内容もただいま御説明申し上げましたと同じように、事業予算の本質を害せざる限りにおきまして、大體一般の國の予算形式に準ずる形をとつたわけでありする。公社の予算は予算總則、収入支出予算、繼續費、債務負担行為。國家予算は歳入歳出予算となつておりますが、もちろん本質は前の四十一條によるものであります。こゝういふ形式においてはできるだけ同じ形式を採用したわけでありする。

次に四十三條の予算總則、先ほどの四十條でこの予算は事業予算としての彈力性の本質を持つものであります。が、その内容を予算總則で明らかにするといふ方針をとつたものであります。予算總則には収入支出予算、繼續費、債務負担行為に關する總括的規定、この中に彈力性の範圍を定める規定も當然含めまして、そういう總括的規定のほか、次に並べるようなことを予算總則には規定いたします。一に書いてあります四十七條二項の規定による債務負担行為における限度額、これは申しますれば、債務負担行為のうちで予想できて、目的の明らかなものは當然予算の——公社の予算は、予算總則、収入支出予算、繼續費及び債務負担行為に關する、この債務負担行為の中に入ると思ひますけれども、二項の方では予測し得ざるもの、目的の明瞭でないものを一括してこの限度を明らかにして行こう、こゝういふことであ

ります。二は五十三條二項の規定による経費の指定、これは事業予算でありますから、流用制限——流用は原則として自由だといふことにならしておるわけでありするが、特別に必要がある場合はこゝで流用できないという費目を指定できる。その指定した場合は、その指定した費目につきましては主管大臣の承認を受けなければ公社は使えない、こゝういふことになつております。これは流用制限の經費の規定であります。その次の三は繰越しの制限の經費の指定であります。次の四は六十一條第一項に規定する國庫納付に關する事項、これは公社の利益並びに損失の處理に關しましては、公社は全額政府出資でありますので、利益金がある場合は原則としては公社の積立金にいたしますが、予算で定められた場合はその額だけは國庫に納付するといふことになつておりますので、こゝに國庫納付に關する事項を規定いたしまして、それだけを除いたものを公社が原則として積立金に積み立てるということになつておるわけでありする。次の五は長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の最高限度額をこゝで定めよう。次の六は役員及び職員に對して支給する給與の總額、給與總額を制限事項に入れるかどうか、一つの問題であります。ただいまの現状といたしまして、なお公社の今後の経営上の問題もございするが、他の公社との均衡といふこともありまして、給與總額は一応總額として出しまして、この總額に定められたもので一応制限いたすといふ趣旨であります。そのほかに必要な事項を總則に規定いたすことになつております。

次に収入支出予算の内容でございすが、これは政府の予算は御承知の通りに部局別あるいは款項別になつておるわけでありすが、これは公社の予算が事業予算である關係上、これは事業体としてのふさわしい勘定の別に区分する、そして勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつては目的に従つて区分するという事を明らかにいたしたわけでありすが、

次の四十五條は予備費であります。予備費では災害の復旧その他避けることのできない事由による支出予算の不足を補うために、予備費を設ける、この規定はいたしておるわけでありすが、この点につきましては、国家の予算あるいは現在の国鉄公社の予算は「災害の復旧その他」、こう書いてありますんで、いわば事業のマーケットの変動、業務量の増加によるもの予備費もここに書いておるわけでありすが、この業務量の増加による問題は当然この四十條からいたしまして、事業予算の特性上当然のことでありすが、それは予算總則の問題になりまして、この電信電話公社における予備費というものは、災害の復旧等に充てるべき予備費を計上するのだ、マーケットの変動によるものは当然予算の特性として、この總則でその基本的な法則を明らかにすればいい、こういうことになつておるわけでありすが、

次に継続費であります。これは事業の特殊性をいたしまして、当然こういう建設工事が多年にわたつて継続して行われるべきであるという必要上、継続費の規定を定めたわけでありすが、次に債務負担行為、これは先ほど御説明いたしましたように、一項は予定

できるものを規定いたしましたして、第二項で予定できない災害の復旧その他を規定いたしておるわけでありすが、第一項のうち法律に基くものは、これは債務負担行為に書かなくても当然これは法律に基くものである、債務負担行為には入らない、これは法律に基くものと申しますと、たとえば借入金あるいは電信電話公社債の発行というものは、法律の規定に基いて認めておるわけでありすが、またその次に支出予算の金額、これは支出予算の金額で当然御承認を受けるわけでありすが、それから継続費も別途そういう形で御承認を受けるので、これは入らない、

こういう原因に基くもの以外で、次年度以降において支拂い原因になる行為を当該年度ですという場合に、これが債務の負担行為になるわけでありすが、

次に予算の議決の手續について、四十八條、四十九條と二條あります。四十八條「予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。」先ほど申しましたように、この予算は政府関係機関予算として、政府予算と同時に提出される關係上、その議決の手續についても同様な方法によることが妥当だと考へるわけでありすが、従つて「国の予算の議決の例による。」ということから、衆議院優先審議の原則あるいは両院協議の場合の手續、こういうものは当然これに適用になつて来るわけでありすが、四十九條も同様に手續でありまして、政府は公社の予算が成立したときは公社に通知する、その通知を受けては公社はこれを執行することになる。すなわち公社予算はこの通知を

受けることによつて、いわゆる実施上の條件が成立することになるわけでありすが、もちろんその次に書いてありますように、会計検査院にも通知しなければならぬということになるわけでありすが、

次に追加予算が五十條であります。五十一條は予算の修正であります。すなわち追加予算ないし修正予算の手續であります。この手續は大体国家予算ないし国鉄公社予算と同じであります。

暫定予算は五十一條に手續を書いてありますが、これも大体同様であります。

次に五十三條に予算の流用のことを書いてありますが、これは事業予算の特殊性からしまして、公社は、予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。これは次の但書において、但し、予算の実施上適當且つ必要であるときは、第四十四條の規定による区分、先ほど申し上げました勘定別ないし目的別、性質別の区分であります。区分にかかわらず、彼此流用することができ、事業としての特性を生かして行こうという事で、流用を原則として認めて行こうということが書いてあるわけでありすが、しかし二項で「公社は、予算で指定する經費の金額については、郵政大臣の承認を受けなければ、前項但書の規定によりこれを他に流用することができない。」となつております。

予算の繰越しについては五十四條に規定がありますが、これも予算の流用と同じように、原則として自由ではあるけれども、特に指定する金額については郵政大臣の承認を受けなければならぬと一項に書いてあるわけでありすが、二項は継続費についてであります。この事業予算の本質上、当然当該年度から次年度にわたつて継続して行われるべきものでありますので、たいてい当該年度に予定されたものができなくとも、随時繰越して使用することができ、その事を明らかにいたしたものであります。三項は通知の手續を規定いたしました。

次に資金計画を五十五條に規定いたしておりますが、先ほど申しましたように、この公社の予算は現金主義會計ではありませんが、必ずしも現金の收支が伴ふもの、当然公社の予算には入つてゐるわけでありすが、しかし資金自身の動きを明らかにするといふことも同時に非常に必要でございします。資金計画として別途明らかにいたしまして、ここにこの資金計画の動きが国家資金の動きと相当關連をします。これを四半期ごとに郵政大臣、大蔵大臣及び検査院に提出する。そして大蔵大臣から、国家資金の動きと關連しまして、これは少し変更する必要があるという通知を受けた場合は、公社はそれに基づいてなお資金計画をかえて行くというようなことを規定いたしたわけでありすが、

収入支出等の報告、これは五十六條に定めてありますが、これは關係大臣あるいは検査院に報告することは当然なことであらうと思ひます。

次に決算の手續につきまして、五十七條、五十八條、五十九條、六十條と四條の規定を掲げてあります。五十七條では、決算を翌年度六月三十日まで完了する。五十八條では、決算完了後一月以内に財務諸表を郵政大臣に提出する。そしてその承認を受けることになつておるわけでありすが、承認を受けた財務諸表は、公社はこれを一般に公告することにしております。五十九條によりまして、その財務諸表のほか、予算の区分に従つた実績報告書を郵政大臣を経て大蔵大臣に提出し、これを内閣に送付するということ規定いたしておるわけでありすが、第六十條の規定は、内閣は公社の決算書類を検査院に送る。なお検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出するということにいたしておるわけでありすが、

次に利益及び損失の処理であります。第六十一條に規定いたしておる意味は、公社が毎事業年度經營上の利益を生じましたときは、原則としては積立金に繰入れて行く。しかし公社の資金は全額政府出資でありますので、これは政府出資に対する反対償還をいたしまして、まず損失の補填に充てた後になお残額があるときは、あらかじめ予算で定めるところによりまして國庫に納付する、そのあとは積立金として整理する、ということにいたしたわけでありすが、こういうように原則として積立金に整理するという方法をとりまして、公社自身の独立採算を確立して行こうということに明らかにいたしたので、専売公社あるいは国鉄公社にありますが、損失を生じたときに政府から交付金をもちうという規定は設定いたしておりません。

次に借入金及び電信電話債券であります。六十二條、六十三條の規定であります。借入金は民間からも借り入れることができるし、政府に対しては電信電話債券の引受けを求めること

もできるということになつておるわけでありませう。もつともこれを行つては、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。なおその限度額は、先ほど申したように予算案に設定しなければならぬ。六十二條の三項に書いておるは、一時借入金金は当該年度内に償還しなければならぬということである。しかし郵政大臣の認可がある場合は借りかへることができる。それから五項に書いておることは、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項の規定による長期借入金及び電信電話債券のうち、外貨で支拂われるものについて、保証契約をすることができ、すなわち原則として政府は他の法人に対して元利支拂い保証は禁止されておるわけでありませうが、この電信電話債券及び借入金について、外貨の場合は政府の元利支拂い保証を受け、こゝういふ方法によつて外資の導入を便宜にしたい」といふ趣旨であります。このほかに外資の導入を便宜にいたします方法としては、財産の抵当の方法が考えられるわけでありませうが、やはりこゝういふ方法の方が妥当であらうと考へられるわけでありませう。

が、当然利子のつくことでありますので、これを必要に応じて繰越してやばり発行して行くといふことにいたしましたわけでありませう。

政府からの貸付等、これは六十四條の規定は、ただいまの電信電話債券の発行及び借入金、これを政府からもできるといふことにいたしましたために、政府の方のこれに對する権限を明らかにして行くといふことが必要であります、あるいは電信電話債券の引受けをすることができるといふことを明らかにいたしましたわけでありませう。

次は国庫余剰金の一時使用であります。次の六十七條に書いてありますように、公社の金は原則として国庫を利用いたします。国庫内においては公社の口座が別にならざるが、やはり国庫としては統一的にやり得るという便宜もあるわけでありませう。その意味で国庫の余剰金がある場合に、その余剰金を総合的に使つてという意味合いにおきまして、国庫余剰金の一時使用といふ方法を便宜にいたす場合も多いのであります。しかしながらこの国庫余剰金の一時使用は、特別会計のときも、すいぶんあつたわけでありませう。ただこれに對して、特別会計のときは利子は当然なかつたわけでありませうが、公社が分離いたしましたので、これは当然国庫余剰金の貸付を、実質的には一時借入金同様でありますので、利子をつけるんだといふことを第二項で明らかにいたしましたわけでありませう。

次に償還計画、この長期借入金等につきましても、償還計画を立てることは当然なことでありませうが、これは事業の今後の改善と相まつて行く事柄であらうと思ひます。各事業の情勢に応じて妥當な償還計画を立てて、郵政大臣の承認を受けることを規定しておるわけでありませう。

次は現金の取扱ひを第六十七條で規定しておりますが、公社の保有する金は、今後におきましてもお客さんからいただきます料金の収入、これは当然であります。そのほかには建設資金といひまして、やはり資金運用部資金等の国庫資金に主としてたよることになることと思ひます。そういう關係上、やはり日本銀行を利用することが当然であらう、むしろ現在としては妥當であらうといふことになるわけでありませう。日本銀行を利用することを原則としたす限りにおきまして、やはり国庫に預託することが原則だといふことに相なるわけでありませう。それが「公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならぬ」といふ意味でありませう。しかしながら「業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。」といひましたわけでありませうが、国庫等の場合におきましては、業務上必要と書かずには、ただ資金の安全のためと書いてあります。しかしこれは例外的場合も幾分広くいたしました。原則は国庫預託であるけれども、業務上必要のあるときは、こゝういふものも利用できるといふことを明らかにいたしましたわけでありませう。業務上必要だといふことを例示いたしますと、たとえば日本銀行の本店、代理店等のないようなところにおきましては、こゝういふ他の機関を利用することは当然必要であります。なおお客さん

からいただく料金を、中央にだん／＼集めて行く上におきまして、送金上便宜なために銀行を利用する、あるいは郵便局を利用するといふことも、当然考えなければならぬ問題だと思ひます。そのほか各支社の俸給の支拂いの場合に、現在現金を人をもつて現送しておるというやうな危険なことも行わけておるわけでありませうが、できるだけこゝういふ金融機関を使つて、そういうことを避けて行くといふことの必要が起るわけでありませう。そういう意味の規定が六十七條の規定であります、その二項に書いてありますのは、日本銀行に預託した場合においても、今度は相當の利子をつけるということにいたしましたわけでありませう。

次に財産の処分制限、これは当然公社の財産は重要な財産でありますので、「公社が電信電話線路及びこれに準ずる重要な電信電話設備を譲渡し、又は交換しようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。」これは當然なことであらうと思ひます。議決の形式につきましても、法律をもつてする場合、あるいは予算をもつてする場合といふ、両方の場合が考えられるわけでありませう。

次は会計職員のことでありませう。六十九條と七十條に規定いたしましたありますが、この六十九條の規定は、契約担当者で現金出納の職員、物品出納の職員、この三種類につきましても、これらの一／＼の行為につきましても、總裁から一々の委任を受けるのではなくして、この法律で当然公社、總裁を代理して、公社の名において契約し、現金の出納をし、物品の出納をすることができるようになつたわけでありませう。

次に給與準則、これは七十二條に規定しておりますが、この給與準則は、公社はその役員について当然前に定められました趣旨に基いて、す。七十條は、そのうち現金出納職員と物品出納職員につきましても、亡失毀損の場合の損害の弁償について、これを總裁が命令することができるといふことにいたしました。これは、この規定を置かない限りにおきましては、全部こまかいことも会計検査院が最初から命令することになるわけでありませうが、こゝういふものにつきましても、一応公社總裁がみずからやるということにいたしましたわけでありませう。しかしながらこれに對して不服がある場合は、二項に「会計検査院の検定を求めることができ。」といふことを定めまして、その救済を考えたわけでありませう。もちろんこれは行政処分ではありませんので、なお本人が検査院の検定に對しても不服があるときは、裁判所に訴へることが、本條に明文がなくとも、當然できるわけでありませう。次に三項では、会計検査院が弁償責任がないと検定いたしましたときは、もちろん總裁は弁償の命令を取消して、弁償金を還付しなければならぬことは當然のことでありませう。

次に会計規程の第七十一條、これは財政法、会計法の適用が當然ないわけでありませうが、公社自身が会計を円滑に、経済的に、能率的にやつて行くために、みづから会計規程をつくつて、その中の重要な基本事項について郵政大臣の認可を受けて行くといふことにいたしましたわけでありませう。郵政大臣の認可については第三項に規定いたしましたのであります。

次に給與準則、これは七十二條に規定しておりますが、この給與準則は、公社はその役員について当然前に定められました趣旨に基いて、す

す。七十條は、そのうち現金出納職員と物品出納職員につきましても、亡失毀損の場合の損害の弁償について、これを總裁が命令することができるといふことにいたしました。これは、この規定を置かない限りにおきましては、全部こまかいことも会計検査院が最初から命令することになるわけでありませうが、こゝういふものにつきましても、一応公社總裁がみずからやるということにいたしましたわけでありませう。しかしながらこれに對して不服がある場合は、二項に「会計検査院の検定を求めることができ。」といふことを定めまして、その救済を考えたわけでありませう。もちろんこれは行政処分ではありませんので、なお本人が検査院の検定に對しても不服があるときは、裁判所に訴へることが、本條に明文がなくとも、當然できるわけでありませう。次に三項では、会計検査院が弁償責任がないと検定いたしましたときは、もちろん總裁は弁償の命令を取消して、弁償金を還付しなければならぬことは當然のことでありませう。

次に給與準則、これは七十二條に規定しておりますが、この給與準則は、公社はその役員について当然前に定められました趣旨に基いて、す

す。七十條は、そのうち現金出納職員と物品出納職員につきましても、亡失毀損の場合の損害の弁償について、これを總裁が命令することができるといふことにいたしました。これは、この規定を置かない限りにおきましては、全部こまかいことも会計検査院が最初から命令することになるわけでありませうが、こゝういふものにつきましても、一応公社總裁がみずからやるということにいたしましたわけでありませう。しかしながらこれに對して不服がある場合は、二項に「会計検査院の検定を求めることができ。」といふことを定めまして、その救済を考えたわけでありませう。もちろんこれは行政処分ではありませんので、なお本人が検査院の検定に對しても不服があるときは、裁判所に訴へることが、本條に明文がなくとも、當然できるわけでありませう。次に三項では、会計検査院が弁償責任がないと検定いたしましたときは、もちろん總裁は弁償の命令を取消して、弁償金を還付しなければならぬことは當然のことでありませう。

なわち能率的な給與準則を定めて行かなければならぬわけでありますが、この後段に書いてありますのは「この場合において、この給與準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給與の総額をこえるものであつてはならない。」すなわち給與準則は公社みずから定めてよろしいと書いてありますが、しかしこの給與準則を公社が無制限にかつてにやつていいかと申しますと、そうは行かないのであります。予算で国会の議決を経ました給與総額の範囲内ではなければならない。従いまして公社の管理者は、組合との協定におきまして、この給與総額の範囲内においての協定はできる。組合との協定において、給與準則をかつてにかえて、どん／＼総額をふやして行くような給與準則の変更はできないというところを明らかにしたわけであり

ます。

次に会計検査、これは政府全額出資でありますので、会計検査院が検査するのは当然なことであります。

次に大蔵大臣に対する報告等を七十四條に規定いたしております。すなわち公社に対する一般監督は郵政大臣であります。財務に關しては大蔵大臣がやはり監督権限の一部を持つということであり

ます。

蔵大臣と協議する。第五十八條第一項の財務諸表の承認をするときには、大蔵大臣と協議する。第六十六條は償還計画の承認をするときであります。並びに第六十二條第一項は、電信電話債券の発行であります。同條第三項但書、これは一時借入金の場合の規定であります。第七十一條第三項は、会計規程のうちの基本事項であります。これらの認可を必要とするときは、郵政大臣は大蔵大臣に協議しなければならぬということになります。たしたものであります。終ります。

〇郵政説明 第五章は監督でございますが、公社に対しては、財務に關する事項のうち、大蔵大臣に協議をするものも少くありません。また会計に關しては、会計検査院の検査を受けるものであります。公社の事業経理の一般的な監督は郵政大臣ということに定められております。これは別途郵政省設置法一部の改正によつて御審議を願つておるわけでございますが、それを受けて郵政大臣ということに相なつておるわけであり

ます。命令及び報告でございますが、これは監督、命令を規定いたしております。すなわち公社が当然なすべきことを怠つたり、あるいは公社の経営が政府の施策に逆行するような場合において、監督、命令ができるという規定でございます。第六章、罰則につきましては、御説明申し上げなくてもよいかと存じます。

第七章、雜則でございますが、結局先ほど申し上げましたが、国家公務員からこの公社に引續き移るものにつきまして、恩給あるいは共済組合、これらの關係をそのまま継続させるという

形をとつておるのでございまして、これらは国鉄、専売等とまったく同様でございます。

それから健康保健、第八十二條でございますが、これにつきましては、結局公社の役員及び職員は、国に使用されるものとみなすということによりまして、日本電信電話公社の役員、職員に對しましては、健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法の適用がないという趣旨のことでございます。それから災害補償につきましても、電信電話公社は相当大規模であるし、経済的負担能力も大でありますので、国有鉄道等の例にもならいまして、国の直営事業とみなしまして、これにも適用しない。

失業保険につきましても、公社の役員及び職員については、政府職員と同様に、国家公務員に対する退職手当の臨時措置法が準備されますので、このものも国に使用されるものとみなすという規定にいたしておる次第であります。

その他の法令の準用等については、御説明を省略いたしますが、本法律は七月一日から施行するという予定に相なつておるのであります。

以上で日本電信電話公社法案の各條項に對するおまな説明を終わります。

引續きまして施行法でございますが、これは相當條文としましては、御説明がございましたが、先ほど大臣から御説明がございました通り、大體国の政府機関に準じて法律をそのまま適用して行くもの、あるいは單なる読みかえといふものが大部分を占めておりますが、特に御説明申し上げたい事項だけに限定して申し上げます。

第一條の点については、これは先ほど御説明があつた通りでございます。施行前におきまして、経営委員の任命を規定してありますと同時に、任期につきまして特例を設けておる次第であります。

第二條は職員の引續ぎでありまして、電氣通信省の職員である者は、電氣通信大臣が指名する者を除いて、そのときにおいて公社の職員に当然なる。従つて退職手当は支給しない、こ

ういふ形に相なつておるわけであり

ます。

第三條につきましては、権利義務の承継でございます。別に定めるものと書いてございまして、これは「たとい公債借入金とか、あるいは一般會計からの繰入金のごとく、一応一般會計に属し、公社に引継がれるもの、または訴訟の受継ぎの、別に引継ぎに關して明文のあるものを意味しておるわけでございます。

第四條は訴訟の受継ぎでございます。御説明申し上げる必要はございません。

第五條は不動産に關する登記につきまして、「政令で特例を設けることができる。」と書いてございまして、これは公社が特別會計から承継する不動産及び公社が今後取得する予定される不動産につき不動態は、非常に多数に上りますので、この不動産に關する登記の手續に關しまして、政令で特例を設けることを規定しておく必要があるからでございます。

第六條以下、會計に關連したものに

つきましては、横田政府委員から御説明申し上げますが、これは第十九條にお

いて一部改正をいたしております。と申しますのは、これは明治何年か、非常に古い法律でございまして、これにおいては公衆通信の線路を建設する場合あるいは公衆通信に障害がある他人のガス管とか水道管とか電線線路その他のものを、その権利者に命じて移転させ、または障害のある竹木の伐除、移植ができることになっておりますが、これはこの際改正しまして、公社には植物、竹木の伐除、移植のみを認めるというふうに、一応在来ある法律につきまして、きわめて問題のある点につきましては、修正いたしておるのでございます。

これが施行法におきましておまな問題でございますが、あとは大体先ほど大臣から一般的な御説明がございましたので、その状況でございますので、なお御質問によつてお答えいたすということにいたします。

○横田政府委員 予算関係に申し上げます本年度における経過措置を御説明いたします。本年度における経過措置は、施行法の十二條、十三條、十四條、十五條、十六條、十七條、大体それだけに規定いたしてあるわけでありす。

十二條に規定いたしてありますことは、この公社法に規定いたしたいわゆる公社の予算を、事業予算としての特性を持たして行くということにつきましては、来年度からの問題といたしまして、本年度はすでに電気通信特別会計につきまして、国会の御承認を得た予算があるわけでありす。それを実質的に承継いたしますことは、これは本年度として最も妥当であらうと思われわけでありす。従いまして

公社の昭和二十七年年度の予算については、公社法の四十條から四十九條までの規定は適用しない、いわば事業予算としての特性を持つたものは適用しない、といったわけでありす。しかし「公社は、政令の定めるところにより、昭和二十七年年度の電気通信事業特別会計予算のうち昭和二十七年六月三十日まで執行されなかつた部分に準ずる昭和二十七年年度の予算を作成して内閣に提出し、その承認を経なければならぬ」とこれによりまして、第一項で公社予算についての規定を除外いたしましたので、それが空白になるわけでありす。従いましてその二項で、すでに国会の御承認を得ました特別会計予算のうち、六月三十日未、すなわち七月一日に公社ができるわけでありすので、それまでに執行されなかつた部分に準ずる予算を作成して、内閣に提出して、その承認を経なければならぬというようにいたしたわけでありす。これは正確に六月三十日までの決算ができるのは、約二箇月かかるわけでありす。これを実質的に承継いたすために、まずこれは暫定的な予算を内閣に提出して、その承認を受ける。それから決算が終了いたしましたならば、その残額を出して内閣の承認を受けるということに相ならうかと思ひますが、これを「準ずる」といたしたものは、国庫債務負担行為というふうなことが、当然予算には書いてあります。公社でありますならば、債務負担行為ではありません。国庫債務負担行為ではないということに当然なりすので、そういう点から幾分の違いができて来る。そういう

う点で準ずるといふ字句を使つたわけでありす。実質的には、その残額を内閣に提出して、承認を受けるというようにいたしたわけでありす。その承認を受けたときは、ただちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。これは当然のことであらうかと思ひます。

十三條に規定いたしてありますことは、大休今のこの予算の執行にあたりましての読みかえの規定であります。すなわち「公社を国の行政機関とみなし、この暫定期間におきましては、公社法の原則に準じて、従来そのそれに関する範囲で、特別会計法及び財政法、会計法の規定を必要範囲において、その適用を延ばして行かう」というようなことが書いてあるわけでありす。

十四條に書いてありますことは、このようにして一応実質的には承継いたすわけでありす。しかしその後におきまして、全体的に予算の追加を要するといふような場合は、これはあらためて新しい方法によつてこの追加予算を作成して、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出する。これは閣議の決定を経て、第三項で予算を国会へ提出して承認を受ける。

それから第十五條においては、その修正予算のときにも、今の追加予算同様、国会に提出して御承認を受ける。こういうことにはいたすわけでありす。従いまして国際電信電話株式会社が分離いたすことになりすならば、これによる修正予算を提出することとが当然妥当なことであらうと考えられるわけでありす。

十六條は、昭和二十七年年度の歳入歳出決算決定計算書を作成して、これは公社となりましての、いわゆる政府におつた機関と、それから公社の機関と、両方のものにつきまして、決算手続は公社がこれをやるということ規定いたしてあります。

十七條も、二十六年度、二十七年年度の予備費の支出、決算その他の会計事務は、公社法の施行後におきましては、これは従前の例によりまして、公社がこれを行つて行く。ただいまの通信事業特別会計がなくなるものでありますから、通信事業特別会計の担当者になくなる以上、公社がかつてあとを継ぐということ規定いたしたものであります。

○御説明員 次に国際電信電話株式会社法案の各條について御説明いたします。

第一條につきましては、国際電気通信事業を営営することを目的として、この附則におきまして、附則の三十三に電信法を改正いたしまして「第一條ノ二に次の担当を加える」といたしてあります。すなわち「主務大臣ハ日本国外国間ニ於ケル電信及電話ニ関スルモノハ国際電信電話株式会社ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得」ということになりす。

たしてあります。なお無線の免許につきましては、同じく次のページの三十八に電波法を改正いたしまして、先ほど申しましたところの電信電話公社とそれからまたこの国際電信電話株式会社が、国にかつてできる。結局国際電気通信事業を会社が営営できるということでありす。従つて公社と国際電信電話株式会社が、国際電

気通信事業を行うという形になるわけでありす。しからば公社と会社との関係は、いかに調整するかという問題であります。これはただいま電信法の改正によりまして、行はしむることを得という規定に相なります関係上、主管大臣がこれを定めることができるというところになるわけでありす。なお先ほど申し述べましたように、營業法ができれば、電信法の改正ではなく、はつきりなつて参るわけでありす。電信法の改正で、一応これは定めておる次第でございます。

それから事業として、ここに附帯業務その他必要な業務と書いてあります。附帯業務としましては、たとえば外国電文電報を委託して取扱うとか、国際放送用無線設備の貸付をするとか、あるいはまた必要業務としてなお技術的研究を行うというやうなことが予定されるわけでありす。

事務所につきましては、説明する必要はないのであります。第四條の株式につきましては、先ほど大臣からお話がありましたように、外国の支配を予防するといふやうな意味合いで、株式の所有につきまして制限を設けてあります。

第五條は、国際電信電話株式会社という文字を用いてはならないということでありまして、類似のものは別段特別に規定しないわけでありす。

第六條は社債の発行限度、これも先ほど大臣の御説明にございましたので、省略させていただきます。

第七條につきましては、結局現在の法律、すなわち担保付社債信託法あるいは工場抵当法におきましては、この会社は財産抵当の対象ともなり得ませ

んし、また一々の不動産抵当を設定すること、非常に煩雑な手数を要すること、同時に、また一方この会社は政府の強力な監督のもとに経営される会社でありますので、一般担保制度を設定することを適当と認めた次第であります。

第八條につきましては、この会社が将来国際通信業務を整備補充する際におきまして、外貨債の入つて来ることを考えまして、特に政府の保証の規定を設けている次第であります。

第九條以下は監督でございますが、所管大臣は郵政大臣でございます。第十條におきまして、社債の募集あるいは長期資金の借入れというものは、認可を受けなければならない。

第十一條におきましては、認可を受けなければ効力を生じない。それから事業計画の設定、変更につきまして郵政大臣の認可、あるいは設備の譲渡、担保等につきましての認可等、いわゆる国際通信の非常に重要な通信事業といたしまして、民営形態をとるのであります。相対格なる国の監督をいたしまして、この公共性を確保いたそうとして、この規定に相なつております。なお第十四條につきましては、御説明がありましたので、省略させていただきます。命令及び報告につきましても、業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

罰則は、認可を受けない場合その他につきまして罰則を設けてあります。なおこれ以外に、もちろん電信法、あるいは電波法、商法等の罰則の適用のあることも当然でありますし、この会社の特殊性にかんがみまして、経済関係罰則の整備に關する法律の罰則を適用いたしております。

昭和二十七年五月二十二日印刷

用いたしております。これは附則の三十四におきまして「経済関係罰則の整備に關する法律の一部を次のように改正する。」といたしまして、国際電信電話株式会社を加えましたので、これらによりまして、收賄等の行為に對して取締ることができるようであります。

それから附則でございますが、第一におきまして「施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十八年三月三十一日以後であつてはならない。」すなわち今年度内に施行の日を定めるといふ形になつておりますが、これは主として先ほど公社法におきまして御説明申し上げましたが、本年度の予算は公社が踏襲することになりまして、一応公社が踏襲いたしましたので、予算的の補正等の措置を講じました上、この会社が充足するということになつておるのであります。

それから設立委員を任命いたしました。これは商法の特例でありまして、「公社の設立に關する事務を処理させる。」これは郵政大臣が任命する。それから公社の現物出資につきましては、先ほど大臣からの御説明にありましたので、説明を省略させていただきます。なお公社設立の手続き等につきましては、あるいは株主の募集、拂込み、定時總會等、附則に規定されておるのであります。別に説明を要しないと思ひます。

なお登録税の特例につきましては、公社から出資するものにつきまして減額の措置をとつておる次第でございます。

それから二十は、これも大臣の御説明がございましたので省略いたしますが、一応公社から現物出資をします

が、その株は政府の方に譲渡しておくという規定を二十、二十一、二十二に設けておるわけであり。

二十三は、この会社の業務が主として無線局の運用ということにあるわけであり。一応現在あるものは、免許人の地位の承継を電波法の特例として認めておる次第でございます。

二十四以下は、電気通信設備評価審議会、特に公社の設立につきまして、公社の持つべき施設の国際通信に關するものを評価して行く上におきまして、その評価がきつて重要な問題でありますので、特に評価審議会を設けてあるわけでございます。その委員会の内容につきまして規定いたしております。二十四から三十二までその規定でございます。

あとはすでに御説明申し上げたように、ほかの關係條文の改正等が入つておる次第でございます。

以上非常に粗雑でございましたが、各條文の説明を終ります。

○田中委員長 お諮りいたします。昨十三日郵政委員会より、ただいま審議中の日本電信電話公社法案外二法案について、連合審査会開催についての申入れがありました。郵政委員会と連合審査会を開くことに決するに御異議ございませんか。

○田中委員長 御異議がなければ、さように決定をいたします。なお日時は郵政委員長と追つて協議の上、決定を通知いたしたいと存じます。

本日はこの程度で散会をいたしまして、明十五日午後一時より開会いたします。

午後三時十九分散会

議録第五号中正誤

頁段行 誤 正

合計七〇二 七万七千円	合計七〇二 七万七千円
----------------	----------------